

南北戦争期におけるテネシー軍管区からの ユダヤ人追放

佐 藤 唯 行

I 問題の所在と限定

南北戦争のさなか、1862年12月17日、ミシシッピー州北部、ホーリー・スプリングス (Holly Springs) の陣営において、連邦陸軍第13軍団の司令官、ユリシーズ・グラント将軍は、彼の軍政下にある所謂テネシー軍管区¹⁾から、全てのユダヤ商人を追放する命令を布告している。

これが、グラント将軍の命令第11号である。

その要旨は、当時、同軍管区内で活動していたユダヤ商人達が、南部との非合法な綿花取引に従事しており、彼等の行為は、当時、連邦政府が実施中の対南部経済封鎖を切り崩すものであった為、24時間以内に、彼等を同軍管区から追放するというものであった。²⁾

この時、同じ取引に従事していた非ユダヤ白人の商人に対しては、同様の措置が取られる事がなかった点で、この命令は、明らかに反ユダヤ主義的措置といえるものであった。³⁾

1) テネシー川以西のケンタッキー州・テネシー州とミシシッピー州北部を含む地域、グラント将軍による軍政の管轄下におかれた。

2) Cf. J. Lebowich, "General Ulysses S. Grant and Jews," *Publications of the American Jewish Historical Society* Vol. 17 (1909), pp. 72f.

3) Cf. S. Feldstein, *The Land that I show You: Three Centuries of Jewish Life in America* (N.Y., 1978), p. 106. 小稿で反ユダヤ主義という用語を使用する場合、「ユダヤ人が、ユダヤ人であるが故に受ける抑圧の全形態」の意味で使用する。また、ユダヤ人という呼称は、ユダヤ教徒の意味で使用する。

同軍管区から追放されたユダヤ人達は、追放命令布告の直後に、この不当な措置の撤回を求めて、北部ユダヤ人社会の支援のもとに、精力的な抗議活動を展開していく。

1863年1月3日、ユダヤ人社会の代表団との会見に応じたリンカーン大統領は、一部の者の不法行為の故に、ひとつの宗教集団全体を追放する命令が下されていた事に対して、遺憾の意を示している。そして、翌、1月4日に、リンカーンはグラントに対して命令第11号の破棄を命じている。大統領の命を受けたグラントは1月6日付をもって、命令第11号を撤回した。⁴⁾

この様に、命令第11号が実施された期間は、極めて短く、また、この命令が実施された地域も、極めて限られた空間であった。

しかし、市民的権利の根幹をなす居住の自由が、短期的にせよ、侵害された点において、この追放事件の持つ意味は大きい。合衆国では、1790年に成立した帰化法により、合衆国の市民となりうる人間は、合衆国に2年以上居住した「自由な白人」と規定されていた。

当時の合衆国において、ユダヤ人移民は、法的に「自由な白人の一員」として位置づけられていた。彼等は、市民的権利の取得が不可能なアジア系移民と異なり、その大半が、合衆国の市民権を有していた。その様な彼等が、何故、市民的権利の根幹部分を侵害されたのであろうか。

彼等は、法的には確かに「白人」の範疇に組み入れられていた。しかし、現実の社会・経済生活の諸局面では、「キリスト教的国家内部の宗教的マイノリティー」として、人種的マイノリティー集団に準ずる排斥・差別を受ける事が多かったのである。

今、グラント将軍により布告されたユダヤ人追放命令の持つ意味を、合衆国内に生きる被差別マイノリティー集団全体の歴史という枠組の中でとらえるならば、被差別マイノリティー集団が、人種的・宗教的差別イデオロギーを内包する合衆国社会の国家的危機の中で、容易に体験しうる市民的権利の侵害事

4) Cf. ed. by. J. D. Sarna, *American Jewish Experience* (N.Y., 1986), p. 60; P. S. Foner, *Jews in American History, 1654-1865* (N.Y., 1945), p. 74; I. Markens, "Lincoln and the Jews," *Publications of the American Jewish Historical Society* Vol. 17 (1909), pp. 116-119.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

件⁵⁾の先駆的事例として位置づける事が可能であろう。

また、このユダヤ人追放の意味を合衆国ユダヤ人史の文脈の中で位置づけるならば、政府の一部局により実施された「政府主導型の反ユダヤ主義」のアメリカ合衆国における数少ない事例のひとつとして指摘できるであろう。⁶⁾

次に、我々は、グラントによるユダヤ人追放命令を生み出した原因に関する既存の解釈を整理せねばならない。その第一は、「ビジネス上の競合説」⁷⁾である。これは、競合者であるユダヤ商人を、追い落とす事により、綿花市場の支配を実現しようとする非ユダヤ白人の商人・投機業者、ならびに、彼等と結託した連邦軍将校が、グラントを説得して、ユダヤ人追放を命じさせたという解釈である。

この説の起源は古く、事件の直後に迄、さかのぼる。例えば、合衆国における改革派ユダヤ教の創始者、アイザック・ワイズ (Isaac M. Wise) 博士は、自身が編集する新聞、*Israelite* 紙の 1863 年 1 月 2 日号に、早くも、以下の如

-
- 5) 市民的権利の侵害に関する代表的事件としては、大恐慌中の南西部諸州で実施されたメキシコ系市民に対する強制送還、第二次大戦における日系市民の強制収容があげられよう。
 - 6) H. L. Feingold, *Zion in America: Jewish Experience from Colonial Times to the Present* (N.Y., 1981), p. 93.
 - 7) こうした競合説を生み出す背景の一端となったのが、南北戦争期の同軍管区の商業分野におけるユダヤ人の急速な進出であろう。かつて、地方史研究者 J. A. Wax は、テネシー州の主要都市、メンフィスの主要な日刊紙、*Memphis Daily Appeal* 紙に掲載された商業広告全体に占めるユダヤ人所有企業が依頼した広告の紙面占有率を算出した結果、南北戦争勃発のニヶ月半前には、0.8 パーセントにすぎなかったユダヤ人企業の広告紙面占有率が、1863 年時には、2 割強に達していた事を明らかにしている。J. A. Wax, *Jews of Memphis, 1860-65* (n.d.n.p), p. 28. Reprinted from *The Western Tennessee Historical Society Papers* No. III (1949), pp. 33-89. しかし、同市の商工人名録とユダヤ教会衆名簿を照合する事により、同市ユダヤ商人の業種別就業構成を統計的に明らかにした最近の R. A. Block の研究は、当時、綿花取引業に従事したユダヤ人は、ユダヤ商人中の極く一部分にすぎず、大半は、呉服、既成服、靴、煙草、酒類の卸売り、小売りといった同市の周辺の商業部門に集中していた事を明らかにしている。R. A. Block, "Economic Life of the Jews in Memphis, Tennessee, 1865-80," Term Paper submitted to Hebrew Union College, Spring. 1980, pp. 1-20. American Jewish Archives, Small Collections.

き内容の論説を発表している。

即ち、彼は、追放命令が布告された翌日、テネシー州、メンフィスの綿花市場において、生産者からの綿花買い付け価格が、一磅当たり、40セントから25セントへ暴落した事を確認したと述べている。彼によれば、この暴落は、それ迄、高価格で綿花を購入していたユダヤ商人が追放された結果、生じたものであり、ユダヤ商人を追放した非ユダヤ白人の綿花商人達は、これ以後、従来より極めて低い価格で綿花を購入できるようになったと述べられている。⁸⁾

また1863年1月5日付の*Cincinnati Enquirer*紙は、グラント将軍に対して、ユダヤ人追放を実施するよう圧力をかけたのは、競合者であるユダヤ商人を排除しようとした非ユダヤ白人の綿花商人と、彼等と結託した連邦軍側の駐屯軍将校であったと明確に述べている。⁹⁾

以上の解釈は、1950年代において、南北戦争期の反ユダヤ主義について最初の研究を手がけた歴史家であるバートラム・コーン(Bertram W. Korn)の著作の中でも踏襲されている。¹⁰⁾

第二は、グラントの個人的遺恨の中に追放の原因を求めようとする解釈である。

当時、グラント将軍の実父、ジェシー・グラントは、テネシー軍管区において、綿花の取引に従事していたが、シンシナチ出身のユダヤ人の綿花商人達との間に、取引をめぐっての争いを惹起していた。これに激怒したグラントが、このユダヤ商人達を懲らしめる為に、ユダヤ人追放命令を布告したというものである。¹¹⁾

8) ed. by J. G. Heller, *Isaac M. Wise: His Life, Work and Thought* (N.Y., 1965), p. 355; E. N. Evans, *Judah P. Benjamin: The Jewish Confederate* (N.Y., 1988), p. 209; E. Volkman, *A Legacy of Hate: Anti-Semitism in America* (N.Y., 1982), pp. 25f.

9) E. N. Evans, *The Provincials: A Personal History of Jews in the South* (N.Y., 1980), p. 68.

10) B. W. Korn, *American Jewry and the Civil War* (N.Y., 1970), p. 155.

11) ed. by F. L. Byrne & J. P. Soman, *Your True Marcus: The Civil War Letters of a Jewish Colonel* (kent, Ohio, 1985), pp. 192; Cf. ed. by M. Whiteman, "Kronikals of the Times, Memphis, 1862," *American Jewish Archives* Vol. 9 (1957), p. 104.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

第三は、ワシントンの連邦政府こそが、グラントをして、ユダヤ人追放命令を布告せしめた真の黒幕であると主張する説である。

しかしながら、この説の拠り所となる 1862 年 12 月 7 日付で連邦政府からグラント宛てに下達されたといわれる「追放命令書」は、今日に至る迄、発見されてはいない。

現在では、1862 年 12 月 17 日にグラントが布告したユダヤ人追放命令は、あく迄、グラント本人のイニシアチブのもとで布告されたと考えられている。¹²⁾

以上、三つの解釈は、これ迄、追放命令布告直後の時期に出版されたジャーナリズムや既存の合衆国ユダヤ人史の叙述の中で、繰りかえし踏襲されてきた。しかし、いずれも資料的根拠に乏しく、信憑性に欠けているといわざるをえない。

小稿では、「アメリカ民主主義」の存立基盤を揺るがす逸脱現象ともいえるこの追放事件を生み出した原因について、最新の研究成果をふまえて考察してゆくつもりである。

その作業に着手する前に、我々は、追放命令が布告される前夜のテネシー軍管区内部の状況と、その非合法取引が、ユダヤ人追放の「理由」とされた南部産綿花に対する連邦政府・連邦駐屯軍の政策から、まず概観していく必要がある。

II テネシー軍管区における綿花政策とユダヤ人追放命令

南北戦争勃発当時において、合衆国南部は、世界最大の綿花生産地帯であった。南部産の綿花に対する需要は、イギリスをはじめとするヨーロッパ諸国において、極めて大きかった。

リンカーン大統領は、開戦当初、南部における全ての綿花を凍結させる事に

12) Stephen V. Ash, "Civil War Exodus: The Jews and Grant's General Orders No. 11," Unpublished Paper. no date, p. 29. American Jewish Archives, Miscellaneous File, Folder Topic "Grant Ulysses," (以下 Unpublished Paper と略記)

より、南部連合の財政を枯渇させようとしていた。

しかし、他ならぬ北部産業自体の南部産綿花に対する依存度も大きく、北部産業の利害は、リンカーン大統領に対して、当初の厳重な通商禁止政策の撤回を求めて、圧力をかけていった。

こうした圧力の中で、リンカーンは、早くも開戦（1861年4月12日）の数週間後、連邦軍の占領下にある南部連合の領土における限定的な通商を許可し、開戦翌頭の内陸封鎖を若干、緩和していった。西部戦線¹³⁾方面の連邦軍占領地域における通商制限は、その後、除々に緩和され、1862年の9月に限っても、14000ペール（価格300万ドルに相当）の綿花が、ミシシッピー川を溯航し、北部へ輸出されていったといわれている。¹⁴⁾

しかし、こうした限定的な交易も、北部産業の膨大な綿花需要を満たすものではなく、結果的に、戦争中の綿花価格は戦前の数倍に高騰していった。（表参照）

表 合衆国内の綿花価格	
年 次	1 ポンド当りの価格(単位、セント)
1859-60	10 5/8
1860-61	11
1861-65	100強
1865-66	39 1/4
1866-67	27 3/4

E. Ashkenazi, *The Business of Jews in Louisiana, 1840-75*(Tuscaloosa&London, 1988), P.79.より引用

当時、連邦軍が占領していたミシシッピー渓谷流域における南部産綿花の買付けは、多大の利益をもたらすもので、多くの北部出身の商人、投機業者が、

13) アパラチア山脈以西の南北両軍の交戦地域をさす。リンカーンはミシシッピー川の征圧による南部連合の分断を南北戦争における基本戦術と考えていた。1862年以後、この戦争の帰趨を定める重要な作戦が、西部戦線において展開していく。

14) S. V. Ash, "Civil War Exodus: The Jews and Grant's General Orders No. 11," *The Historian* Vol. 44 (1982), p. 506. (以下 "Civil War Exodus" と略記)

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

これらの地に蝟集していった。特に、1862年4月初めのテネシー州、シャイロ（Shiloh）の戦闘における連邦軍の勝利の結果、ミシシッピー州中西部の都市であり、南部側の要衝の地であるビックスバーグ（Vicksburg）付近まで、ミシシッピー川を利用しての交易が、連邦側にとり可能となっていた。¹⁵⁾

当時、グラント将軍麾下の連邦軍が占領し、軍政管轄下においていたテネシー軍管区は、こうした綿花交易の最大の中心地であった。

グラントとその幕僚達は、主として、以下の三つの理由からこうした交易に携わる商人達の存在と活動を敵対視していった。

第一の理由は、これらの商人達が、南部産綿花を買い付ける際、通常、南部側が、正金での支払いを要求していた事に帰因する。

即ち、正金による支払いは、南部側が、戦争遂行に必要な必需物資を外国から入手する事を可能とさせるものであり、その事は、連邦軍の戦争遂行努力そのものを根底から搖るがすものとなつたからである。

第二は、南北両軍が相対峙する前線を往来する商人達が、軍事情報を敵方に漏らすおそれがあった事である。

第三は、前線において、貪欲な民間人の利得活動を保護する事は、自軍の士気を挫く結果となる事であった。¹⁶⁾

以下の理由から、1862年の後半には、この交易の廃絶を望む欲求が、同軍管区の連邦軍将校の間で強まっていった。1862年8月には、南部連合側への金塊の発送・出荷が、法的に禁止されていった。¹⁷⁾

ディープ・サウスの心臓部をめざして南下を続けるグラント麾下の連邦軍は、1862年11月に、ミシシッピー州内で軍事行動を開始する。これ以後、グラントは、みずから軍政管轄下におかれた地域内において、彼が、連邦政府より権限を与えられていた綿花交易の認可に関する裁量権を厳密に行使し始めてゆく。¹⁸⁾

次に我々は、「綿花の非合法取引への関与」を理由として、何故、当時、ユ

15) H. L. Feingold, *op. cit.*, p. 93.

16) S. V. Ash, "Civil War Exodus," p. 507.

17) Cf. H. L. Feingold, *op. cit.*, p. 93.

18) S. V. Ash, Unpublished Paper, pp. 6f.

ダヤ人を追放する命令が、テネシー軍管区において布告されていったのか、限られた資料に基づき推測を試みてゆかなければならない。

当時、テネシー軍管区において、綿花の買いつけを行っていた商人の内で、ユダヤ商人は数的に、その一部分にすぎなかったと思われる。また同軍管区内で活動していた集団としてのユダヤ商人が、他の商人と比べて、不法行為の故に法的処罰を受けた者の比率が高かったという事を示唆する統計的資料も未確認である。¹⁹⁾

しかし、現実には、追放に先立つ一年間において、ミシシッピー渓谷に駐屯していた連邦軍関係者が行った綿花商人に対する非難の中には、醜悪な反ユダヤ主義の核が、既に含まれていた事が、最近の研究の結果、明らかとなっている。²⁰⁾

研究者、スティーブン・アッシュ (Stephen Ash) は、当時、グラントの本営には、ユダヤ商人を綿花取引部門における主要な犯罪者とみなす告発が頻繁に提出されており、そうした状況が、後にユダヤ人追放命令を布告する確信をグラントに与えていたと述べている。²¹⁾ しかし、アッシュは、何故、グラントとその幕僚達が、ユダヤ商人を綿花商人中の最悪の性格の集団とみなし、追放こそが、最上の手段であると考え、それを実行していったのか、という点について、明確な説明を提示していない。

我々は、まず、ユダヤ商人の現実的商行為とは、かけはなれたところで、何故、ユダヤ商人が、綿花商人中の最悪の性格の集団とみなされていったのか、という問題について、検討してゆかなければならない。

19) 研究者 B. W. Korn は 1863-64 年時のテネシー州、メンフィスの囚人記録等を分析した結果、密輸等の経済犯として逮捕された者の内、ユダヤ人は全体の 6.03 パーセントにすぎなかった事を確認している。B. W. Korn, *op. cit.*, p. 153. 同市は地理的には、同軍管区の中心に位置しながら、法制的には、同軍管区の外に置かれた為、追放命令の適用対象から、はずされていた。Ibid., p. 281. note^⑨ とはいえ、この時期の当該地域においては、ユダヤ人住民が占めた客観的諸状況を統計的に把握しうる資料を有する都市は、同市を除いて殆ど確認できない為、上述の数値は、同軍管区内の綿花の不法取引におけるユダヤ商人の関与の割合を類推する上で、数少ない手振りといえるであろう。

20) S. V. Ash, Unpublished Paper, p. 5.

21) Cf. Ibid., pp. 7. 29.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

この問題を考えようとする際、まず想起せねばならないのは、ユダヤ人の異質性、異邦人的性格であろう。当時、この地域に進出して来たユダヤ商人の大半は、新来のドイツ系移民²²⁾であり、その姓名、訛り、起居振舞は、一般的ネイティブ白人にとり、容易に選りぬきやすい存在であった。²³⁾

この点について、南部史の研究者、エリオット・アシュケナジー (Elliott Ashkenazi) は、もし、ある者が、ホテルあるいは前線の兵站部において、商談をする人々を見た場合、他の同質的な人々の中では、ユダヤ人は、その異質性を明瞭に識別されうる存在であろうとのべている。²⁴⁾

また第二の理由として、研究者、ヘンリー・フェインゴールド (Henry L. Feingold) は、当時、他の者が、戦いで死につつある間に、商売で儲ける狡猾なユダヤ人のイメージ、戦時利得者としてのステレオタイプが普及していた点を指摘している。²⁵⁾

ユダヤ人は戦時利得者であるという告発は、南北戦争という国家的危機の中で、急速にたかまつていった。それは一部の煽動的ジャーナリズムのみならず、しばしば、連邦側・南部連合側双方の指導的人物達によても唱導され、全国的レベルで人々の意識の中に浸透していったのである。²⁶⁾

グラントとその幕僚達は、当時、綿花の非合法交易に関与した商人集団全体

22) 1860 年時点において、合衆国に居住していた約 15 万人のユダヤ人の内、少なくとも三分の二は移民一世であり、その大半は、ドイツ系ユダヤ人移民であった。

B. W. Korn, *op. cit.*, p. 1. 当時、テネシー軍管区内に居住したユダヤ人の総数、並びにその中に含まれる外国生れの者の比率を算出する為の統計的資料は未確認である。しかし、同軍管区の東隣に位置したテネシー州内の主要都市、ナッシュビルについては、1860 年時の統計的資料が確認できる。これによると、同市のユダヤ人中、同市生れの者は、全体の 2.5 パーセントにすぎず、大半が、新来の移民からなっていた事が判る。F. S. Frank, "Nashville Jewry during the Civil War," *Tennessee Historical Quarterly* Vol. 39 (1980), p. 310.

23) Cf. A. L. Lebeson, *Pilgrim People: A Full and Lively History of the Jews in America* (N.Y., 1950), p. 289.

24) E. Ashkenazi, *The Business of Jews in Louisiana, 1840-75* (Tuscaloosa & London, 1988), p. 76.

25) H. L. Feingold, *op. cit.*, p. 95.

26) M. N. Dobkowski, *The Tarnished Dream: the Basis of American Anti-Semitism* (Westport, Connecticut, 1979), p. 83.

を放逐する事の軍事的必要性を痛感しながらも、北部の強大な経済的・政治的利害集団と深く結びついた、こうした商人集団を一掃する事の現実的困難さの故に、その実施には躊躇せざるを得なかったであろう。

みずからの眞の敵と全面的に対決する事が、現実的に困難であるが故に、グラントとその幕僚達は、綿花商人全体ではなく、その一部分にすぎないユダヤ商人をスケープゴートとして選びぬき、これに処罰を加える事で、自軍内部のフラストレーションを解消していったものと思われる。²⁷⁾

その際、何故、他の集団ではなく、ユダヤ商人が、選りぬかれたのか、といえば、当時の彼等が、「異邦人」「戦時利得者」としての二重の否定的ステレオタイプを兼備する集団であり、スケープゴートとして恰好の条件を備えていたからであろう。

以上の「スケープゴート説」は何故、グラントがユダヤ人追放命令を下したのか、という問い合わせに対して、テネシー軍管区の全体的状況の中で、ひとつの説明を与えるものとなろう。次章では、現実に追放を実施したひとつの都市の政治的・経済的文脈の中に立ち入って原因考察を掘りさげる事になる。

III ケンタッキー州、パダカーからの追放事例

グラントが下した命令第11号は、その適用地域をテネシー軍管区全域と定めていた。

しかし、現実にユダヤ人追放が実施された事を史料的に確認できるのは、1862年12月の段階で、グラントが本営をかまえ、そこに滞在していたミシシッピー州北部のふたつの集落、オックスフォード (Oxford) とホーリー・スプリングス (Holy Springs) を除けば、ケンタッキー州西部の都市、パダカー (Paducah)だけであった。²⁸⁾

当時、ユダヤ人の商人、投機業者達は、ミシシッピー渓谷沿いの多くの都市、

27) Cf. J. Isaacs, "Ulysses S. Grant and the Jews", in J. D. Sarna ed., *The American Jewish Experience* (N.Y., 1986), p. 63.

28) Cf. R. Lears, *Jews in America: A History* (N.Y., 1972), p. 108.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

集落において、活動を行なっていた。しかし、グラント麾下の地方的な駐屯部隊の指揮官達は、こうしたユダヤ人の存在と活動を、追放命令が布告された1862年12月17日以後、殆ど妨害する事はなかったといわれている。

その理由として、考えられる事は、第一に、この命令の布告直後に発生したホーリー・スプリングスの本営に対する敵軍の急襲により惹起された軍事的混乱の中で、この命令が、ローカルレベルの駐屯軍指揮官のもとに迅速に伝達されなかつたという状況であろう。²⁹⁾

また第二の理由として、グラント麾下の指揮官達の一部は、この命令第11号を不当なものとみなし、おそらく、この命令の実施を拒絶した為と思われる。

研究者アッシュは、史料的制約から、その理由を特定する事は困難であるが、当時、グラントの本営が置かれていたオックスフォードとホーリー・スプリングスを除けば、この追放命令は実質的に死文に等しかつたと推測している。³⁰⁾

次に、オックスフォードとホーリー・スプリングスで実施された追放の具体像を瞥見してみよう。

当時のオックスフォードは西部戦線における南軍側の最大の要衝、ヴィックスバーグを攻略する機をうかがうグラント軍の前線基地が置かれていた。グラントは、命令第11号を布告した当日、同地に滞在していた。その翌日、12月18日には、南軍支配地域から退避して來た4人の北部出身のユダヤ商人が同地に到着している。彼等は、到着直後に連邦軍により逮捕され、荷物、馬車、馬を没収され、二度とこの地に戻らぬよう警告を受けた後に、北部方面へ追放されている。また、この時、もともと同地に居住していた数人のユダヤ人達も、荷造りの時間を与えられた後に、駐屯軍による護送のもとに、イリノイ州カイロ（Cairo）へ追放されている。³¹⁾

またオックスフォードの北方、約27マイルに位置するホーリー・スプリングスは、グラント軍の兵站基地が置かれ、追放の10日程前には、グラント自身が、そこに滞在していた。

29) S. V. Ash, Unpublished Paper, p. 10.

30) Ibid., p.10.

31) B. Postal & L. Koppman, *American Jewish Landmarks: the South and South West* (N.Y., 1979), pp. 161f; Cf. B. W. Korn, *op. cit.*, p. 123.

同地においては、北部の商会の代理人として、同地に滯在中のユダヤ商人達が、12月17日に逮捕されている。彼等は、鉄道による立ち退きさえも許可されず、テネシー州、メンフィス迄の約40マイルの道程を徒步で連行された。彼等は、自分達が、ユダヤ人であるという理由で追放された事を信じる事が出来なかった。彼等の一人、シカゴ出身のラザルス・シルバーマン（Lazerus Silberman）は、追放命令の真偽を確認する為、オックスフォードのグラントのもとに、電報による問い合わせを試みようとした際、逮捕、投獄されている。³²⁾

グラントの本営が置かれていた以上ふたつの集落を除けば、例外的に追放命令が実行されたのはケンタッキー州西部の都市、パダカーのみであった。

グラントの命令第11号の文面は、必ずしも明示的ではなかった。しかし、その文章から、追放の対象が、非合法な綿花取引業に関与していたユダヤ商人であると読み取れる事が出来る。実際、ホーリー・スプリングス、オックスフォードで追放されたユダヤ人は、こうした取引に関与した者達だけであった。

しかし、当時、パダカーに進駐していた連邦軍の隊長、ワーデル（L. J. Wardell）は、この言辞上の非明示性をとらへ、同市に居住していた婦女子を含む全てのユダヤ人を追放している。彼は、同市に居住する約30家族のユダヤ人に対して、24時間以内に、同市から立ち退くよう通告を行っている。この通告を受けたユダヤ人の大半は、長年にわたり、同市に居住していた者達であり、彼等の中で、綿花取引に関与している者は皆無であったといわれている。彼等は、この通告に従い、すみやかに、その店舗と住宅の鍵を閉じ、移転先であるシンシナチへむかう蒸気船へ乗船していった。³³⁾

それでは、テネシー軍管区の中で、何故、パダカーにおいてのみ、かかる例外的事態が発生したのであろうか、命令第11号の主旨が曲解され、婦女子を含めた全ユダヤ人住民が追放の対象となった原因是、現地の軍指揮官、ワーデルの個人的偏見の中にではなく、当時、この都市が、置かれていた状況の中にこそ、求められるべきであろう。

同市は、1861年9月6日に、はじめて、グラント將軍麾下の一部隊により

32) *Ibid.*, p. 123.

33) Cf. A. L. Lebeson, *op. cit.*, p. 290; S. V. Ash, Unpublished Paper, pp. 10 f.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

占拠されている。「連邦側に留まった奴隸州」内部にある都市の常として、同市では、当時、尚、南部連合側への支持が浸透しており、連邦派と分離派との間で、政治的支配権をめぐる抗争が続いていた。進駐してきた連邦軍は、当然の如く、連邦支持派を後援したものの、分離派の勢力は依然として侮り難く、1862年を通じて、両派の抗争は継続していった。

また政治的に、外見上は連立しているはずの連邦派も、その内部で権力をめぐる競合をくりかえし、決して統合されてはいなかった。³⁴⁾

上述の政治的抗争は、同市の経済的領域の中にも転移していった。南北戦争前の同市は、ミシシッピー川とオハイオ川とを結ぶ交易拠点³⁵⁾のひとつとして繁栄していた。しかし、開戦と共に、同市への諸物資の流入は減少し、残存ビジネスをめぐる同市の商人間の競合は激化していった。³⁶⁾

当時のパダカーにおいては、テネシー軍管区当局の後ろ盾を得て、連邦に忠誠を誓う商人団が、「商業会議所」を組織していった。

この「商業会議所」が、個々の商人に対して、取引に必要な許可状を発行するか、否かの実質的判定を下す権限を与えられていた。

同市の「商業会議所」は、分離派に属する商人達に対して、取引許可状の発行を拒否していった為、分離派と連邦派との対立は、経済的領域においても激化していった。

こうした状況の中で、連邦に対する反逆行為、不法行為に対する告発は、同市においては、しばしば、政党派的対立や経済的競合と結びつき、同市の市民を分裂させ、市民相互の間に、疑惑と不信、恐怖を増殖させていったのである。³⁷⁾

かかる政治的・経済的緊張は、ロワーサウスとの間に、商業的きずなを有している当時のミシシッピー渓谷地帯の商業都市一般に、共通したものと思われる。しかし、研究者アッシュによれば、当時の、パダカーにおいては、それが、

34) Ibid., p. 12; Cf. ed. by M. U. Schappes, *A Documentary History of the Jews in the United States, 1654-1875* (N.Y., 1976), p.703.

35) 兩川の合流点から50マイル、オハイオ川を溯航した所に位置する。

36) S. V. Ash, Unpublished Paper, p. 12.

37) Ibid., pp. 12 f.

特に強調された形で確認できるという。³⁸⁾

それでは、政治的・経済的緊張が特に激化していたパダカーで、何故ユダヤ人追放が行われたのであろうか。

件のアッシュは、戦前においては友好が基調であった同市のユダヤ人・非ユダヤ白人関係が、連邦軍による同市の占領と、それにともなう同市市民間の政治的・経済的対立の強まりの中で、くずれ始めていった事、それと同時に、同市市民の心底にユダヤ商人に対する否定的イメージが、徐々に形成されていった状況を指摘している。

更に彼は、かかる状況が、同市で実施されるユダヤ人追放の前提条件を形成するものであった事を指摘している³⁹⁾

しかし、アッシュは、同市におけるユダヤ人追放を生み出したメカニズム自体については、説明の図式を明示してはいない。

彼の研究においてとり残された、この点に関する解明こそが、我々が今後とりくむべき研究課題といえよう。

現段階においては、史料的制約の為に、パダカーからのユダヤ人追放を生み出した原因に関して明確な回答を導く事は出来ない。

しかし、本章における検討をふまえて、一応、以下の如き仮説を提示する事は許されるであろう。即ち、1862年当時のパダカーにおいては、非ユダヤ白人市民の間にひろまっていた市民相互間の疑惑、憎悪、不満を解消し、共同体内の秩序を回復する事が急務であった。

その為の、最も容易な手段として選択されたのが、ユダヤ人追放であったと思われる。

同市において、最も無力なマイノリティーであるユダヤ人をスケープゴートに仕立て上げる事は、軍事的・政治的・経済的緊張の中で対立しあう二大勢力（分離派、連邦派）相互のフラストレーションを、一時的にせよ解消し、共同体内の体制安定化をもたらすものであったといえよう。

IV 結びにかえて

小稿第二章においては、グラント将軍が、ユダヤ人追放命令を布告した原因

38) Ibid., pp. 11 f.

39) Ibid., p. 15.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

について、この追放命令の施行対象地域となったテネシー軍管区の全体的状況の中で検討を行った。

当時、同軍管区において猖獗を極めた南部産綿花の非合法取引は、連邦軍による戦争遂行努力の阻害要因となっていた。

かかる取引に関与した商人集団全体の追放を希求するグラントにとり、北部の政治的・経済的利害と深く結びついた商人集団の一掃は困難なことであった。それ故、グラントは、綿花商人全体ではなく、その一部分にすぎないユダヤ商人をスケープゴートとして選りぬき、追放する事で、自軍内部のラストレーションを解消していくものと思われる。

第三章では、現実に、ユダヤ人追放が実施されたケンタッキー州西部の河川交易都市、パダカーに考察対象を限定し、追放を生み出したメカニズムを考察した。

その結果、同市においては、連邦派と分離派との間の政治的・経済的対立の激化により惹起された市民相互間の緊張を緩和し、共同体内秩序を回復する為の手段として、ユダヤ人追放が実施されたものと類推できる。

最後に、小稿において、とりのこされた今後の課題を指摘しておかなければならない。

南北戦争期の合衆国は、反ユダヤ主義的諸現象が、合衆国史の中で、はじめて大きく顕在化する時期であった。この時期においては、連邦側、南部連合側をとわず、軍隊内におけるユダヤ人兵士に対する虐待、ユダヤ人将校に対する昇進妨害が顕在化している。

また特に、南部連合側のいくつかの地域ではユダヤ教の会堂に対する投石行為、ユダヤ人商店に対する襲撃、略奪行為、地域住民の総意にもとづく「住民主導型のユダヤ人追放」が散発している。

この様な南北戦争中の反ユダヤ主義的諸現象全体の中において、小稿で明らかにした「連邦側の進駐軍の主導のもとに行われたユダヤ人追放」は、一体、如何なる位置を占めるのであろうか。

南北戦争期における反ユダヤ主義的諸現象の相互関連性の解明と統一的把握こそが、今後、なされなければならないであろう。

Jewish Expulsion from the Department of the Tennessee during the Civil War

Tadayuki Sato

On December 17, 1862, when General Ulysses S. Grant issued the notorious General Order No. 11 expelling Jews from the Department of the Tennessee which was under his command.

The General Order No. 11 was one of the rare instances in American Jewish history of official anti-Semitism sponsored by an arm of the government.

The background of the order includes the fact of cotton starvation in Northern textile mills and a surplus of raw cotton in the South.

In those days, many Northern merchants thronged to the Department of the Tennessee.

They traded with the enemy to exchange Northern specie for Southern cotton.

This trade, which did strengthen the Confederate economic position, was conducted by members of all religious groups.

Nevertheless, General Grant singled out the Jewish merchants for punishment.

南北戦争期におけるテネシー軍管区からのユダヤ人追放

But why single out the Jews when non-Jewish merchants were so much more conspicuous in this trade?

It is the purpose of my article to answer this question.